

# 『朗詠要抄 因空本』考

青 柳 隆 志

## 一、はじめに

『朗詠要抄 因空本』は、所謂「朗詠譜本」のうち現存する最古の譜本であり、節付の朗詠曲計四十一曲を取めている。

しかしながら、従来この譜本に関する言及は必ずしも多くはない。「朗詠譜本」そのものの研究は近年特に小野恭靖氏、菅野扶美氏等の手によつて急速な進展を見ているが、この譜本に関しては、高野辰之氏<sup>①</sup>、及び平出久雄氏<sup>②</sup>が部分的に触れている程度で、これを正面から取り上げた論考は未だ存在しない。それは主として、この譜本の曲が後世の譜本の如く四季及び雑の順に整然と配列されておらず、全体的に無秩序な雑算形態をとっている点に起因するものと考えられる。

しかし、『朗詠要抄 因空本』には、検討を要する問題がなお数多く残されている。例えば、一見無秩序と見える配列にも、仔細に見ると曲の選択やまとまりには一定の意図が看取される。また、譜本としての性格や来歴に関しても、奥書ばかりでなく、朗詠の逸話を記した左注や、巻末付載の藤家系図などを総合的に見てゆくことで、その編纂及び伝承の意図が推し測られてくる。本稿はこのような視点から、従来閑却されてきたこの譜本

の持つ意義を検証し、その再評価を試みる。

## 二、『朗詠要抄 因空本』の周辺

『朗詠要抄 因空本』は、次の三つの奥書を持つ。

① 本云寛喜第四天（一二三二）壬辰卯月廿七日、於常州筑波山麓所残之秘曲、依其志之不淺皆授之了 榮賢在判

② 本云文永二年（一二六五）乙丑十一月十一日、秘事朗詠、悉以奉傳蒙愉大徳了 桑門心空在判

③ 延慶二年（一三〇九）己酉八月十三日、朗詠秘事、不残一曲、悉以奉傳普一大徳畢 因空（花押）

このうち、寛喜四年の奥書は朗詠曲三十五曲の後に付され、残る六曲、及び藤家系図の後に文永二年・延慶二年の奥書が並ぶ。即ち本譜は原形三十五曲であり、六曲が後補されて現行の形となったものである。「因空本」とは最終伝承者の名に拠る。本譜の伝本は『国書総目録』に十五種以上を数えるが、諸本間に根本的な異同はない。但し祖本は卷子本であったと覚しく、管見の範囲では、次の三種の軸装本が現存する。

甲、吳文炳氏旧蔵（朗詠要抄 因空自筆本）、鎌倉時代末期写、

一軸、巻頭一首欠（『國書聚影』理想社に影印）。

乙、上野学園日本音楽資料室蔵『朗詠要抄』(二一九八六)、江戸時代後期写、一軸(上野学園創立八十五周年記念展観音楽相承系譜と楽人補任記)等に一部影印。

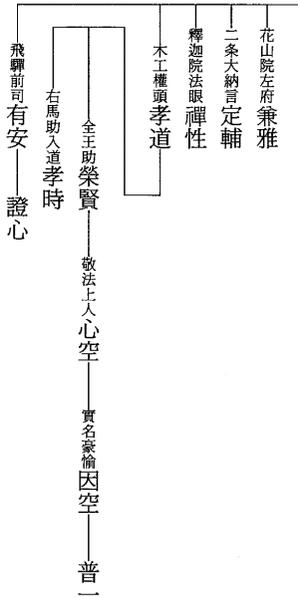
丙、国立国会図書館蔵『朗詠要抄』(一〇一四九)、安政二年三月十五日、源武智良写、一軸。

このうち、現在は天理図書館の所蔵となっている甲本(七六一—一六一六九)は、呉文炳氏により「因空白筆本」と認定されているが、瞥見のかぎりでも鎌倉期の古鈔本たることは疑われず、また従来の研究にもこれを否定する見解はない。但し甲本は巻頭一首を欠いているが、京都大学文学部国文研究室に、これを厳密に臨模したと見られる精写完本(Kf3)があり、同本によって欠落以前の形態が模写されており、甲本が現存諸本の親本であることは動かしがたい。従って本稿も同本を基準とする。またこの譜には、元来、東大寺の宝庫に伝来したという説があり、例えば「東大寺寶庫朗詠集影寫」(乙本包紙「此朗詠要抄者東大寺宝庫之本也。但原本卷物ナリ」(彰考館本)朗詠要集』識語。三二—一四二—一三)等の注記を持つ伝本がある。但し現存の東大寺関連文書からはこれを確認し得ないが、例えば同じ朗詠古譜である『朗詠要集』が古く法隆寺に伝来していることからしても、その蓋然性はかなり高いと思われる。

本譜の前半部三十五曲は、寛喜四年、筑波山麓において榮賢から心空に伝授がなされる際に形を成したものと推定される。この榮賢の伝は詳らかでないが、右下の藤家系図によれば、木工権頭藤原孝道(一一六六—一二三九)の弟子であって、「全

【表1】『朗詠要抄 因空白』「藤家」系図

三条関白藤原頼忠—男四條大納言公任—御堂関白二男大二條関白教通—宇治殿御孫京極大藏師實御息—後二條関白師通—師通御息知足院関白忠實—悲左府頼長—男妙音院大相國師長



王助」と称されている。また「尊卑分脈」には、日野師藤原実光の子資長(一一二二—一一九七)の弟光成から、最賢—性賢—信賢—榮賢と続く門統が見え、榮賢には「山、里、後移寺門」という傍注がある。日野家には代々、朗詠を行う風があり、このような出自を持つことは榮賢が朗詠の伝承者となり得たことと無関係ではないと考えられる。更に、同時代の記録には、肥前国佐嘉郡河上宮に「講衆阿闍梨大法師榮賢」があり(鎌倉遺文 四三〇六号)、また陸奥住心院文書に「權別當榮賢律師」(九一六九号)、西大寺・法隆寺文書に「大和國人 榮賢 乘蓮房」(一一四〇九三号)、「僧榮賢」(一一四三〇五号)等が見えるが、現時点ではそのいづれとも比定し難く、畢竟、伝は未詳のまま

せざるを得ない。

文永二年に、本譜の後半部六曲を追補したと見られる心空、並びに因空、普一についても、本譜の奥書及び系図以外に手懸りが知られない。しかし、例えそうであるにせよ、以上のような数名の僧侶の手を経て、藤家朗詠の伝承が鎌倉後期まで保存され、かつその当時の姿のままに残されていることは注目に値する事柄であり、その意味において、本譜の持つ意義は決して小さくないのである。

### 三、「朗詠要抄 因空本」の構成

本譜は、前述の如く全四十一曲から成る。しかし、これらの曲がいかなる基準で選ばれ、かく並べられたのかという問いに答えることは必ずしも容易ではない。

例えば、本譜以降の譜本はいずれも『朗詠集』の形式に準じて、曲目を春夏秋冬及び雑の順に配列している。しかし、次頁【表2】に見られるように、本譜には『朗詠集』の並びを意識した形跡はなく、かつ後統の諸譜本との関係も希薄である。また詩句の作者や、季節の運行順などが配列に関与していないことも【表3】によって明らかであり、総じて本譜の朗詠曲は、一定の規則によらず雑駁に並べられているという印象が強い。

では、本譜は何故このような形態を持つのであろうか。本譜が最古の譜ゆえ未定稿の形で残されたという見方も一応は成り立つ。しかし、この当時には既に「朗詠二百十首」を集めた総合的な譜本（逸書。藤原師長撰）が成立していたと推定され、編者（榮賢）にその意図があれば、本譜もまた、完備した形式

を持ち得たと考えられる。つまり榮賢は敢えてこの形を選択したわけである。それは例えば、本譜の巻頭第一首が、

1 白部 / 秦皇ケイタンス・燕丹カサツシヒノカラ爪ノカシラ・  
漢帝シヤウサス・菴武カキタツシ時ノツルノカミ

という、『和漢朗詠集』の最終部、「白部」の句で始まるという一事にも象徴されている。

こうした形態には、本譜自体の性格が強く反映されていると考えられる。即ち、奥書等に見える「秘曲」重視の性格である。例えば、榮賢が心空に伝授したのは「所残の秘曲」（奥書①）であり、以後も「秘事朗詠」（奥書②）「朗詠秘事」（奥書③）の相承が続く。また【表3】に見るように、本文中にも頭注・左注の形で「秘」と記される曲が計九曲も存する。「秘曲」という謂には無論、文飾の気味もあろうが、やはり本譜が基本的に、一般には流布しない特殊な曲を対象として編まれた譜であるという点は動くまい。またそうした譜であるが故に、一般の譜の如き、常用のための体系的な整備も必要なく、雑纂形態のままに充分通用し得たのである。榮賢の判断もそこに由来しよう。

それでは、榮賢らが実際に本譜に選び載せた曲には、具体的にどのような特徴があるのであろうか。また一見全く無秩序に見える曲目の並べ方には、意味は全くないのであろうか。この二つの観点から、改めて本譜を見ることにする。

本譜は『和漢朗詠集』から二十七首、『新撰朗詠集』から十首の曲を採る。しかし、残る四曲（12・25・28・29）は朗詠集を典拠としていない。また、以後の譜本に全く見られない曲が計八曲（4・16・21・22・25・26・33・39）も存在する。こうし

【表2】『朗詠要抄 因空本』と他の朗詠譜本

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	因空本番号
晋建威将	万里人南	漢高三尺	婦溪歌鶯	長安十二	澄澄遍照	先三遲分	海風之吹	職列虎牙	漢皓避秦	閑居屬於	張博望之	樵蘇往反	楊岐路滑	今年閏在	九月廿七	秦皇驚歎	初句四字
和四八〇	和三一七	和六五三	和六〇	新二二三	本朝文粹	和二六三	新五五四	和六八六	和四〇六	和五一五	新四六〇	和三一	和六三四	和五九	新二五一	和七九九	典 拋 和一和漢朗詠集 新一新撰朗詠集
43	・	・	・	21	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	朗詠要集
・	・	52	13	・	・	25	・	・	・	・	・	29	・	・	30	・	朗詠要抄 円珠本
・	・	53	10	19	21	23	・	66	69	54	・	・	・	・	28	93	九十首抄後崇光院本
・	・	74 ○	17 ○	32 ○	34 ○	36 ○	・	87 ○	90 ○	75 ○	・	・	・	・	41 ○	123 ●	九十首抄 流布本 ○上書▽下書●節欠
80	・	86	24	39	41	50	・	100	108	89	132	48	・	・	52	157	陽明文庫朗詠譜
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	金沢文庫朗詠譜一
・	・	・	・	・	・	・	(2) 5	・	・	・	(3) 2	・	・	(3) 1	・	・	金沢文庫朗詠譜二

A群

																	◎左注○頭注●題注
白楽天	韋承慶	藤原雅材	源順	三善清行	紀長谷雄	紀長谷雄	慶滋保胤	源順	大江以言	菅原道真	大江澄明	高丘相如	大江以言	陸侍御	菅原道真	謝觀	作者名
酒	鷹	帝王	閏三月	十五夜付月	△	九日付菊	仏事	將軍	雲	水	山水	落葉	餞別	閏三月	菊	白	朗詠集における部門 △は朗詠集に見えない句
酒	餞別	君臣/將軍	閏三月	□	月	九月九日/菊	仏事	將軍	隱士	上皇/山水	山水	落葉	餞別	閏三月	九月盡	白部	朗詠要抄の部門注記  □=空白 「 」=一行題
本	本	本	本	新	□	本	新	本	本	本	新	本	本	本	新	□	出典注記
																	秘曲注記

【表3】『朗詠要抄 因空本』の構成

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
春霞秋月	山水秋深	不是花中	嘉辰令月	昇殿是象	南望則有	十月江南	縱似嶠函	出紫闥而	同李陵之	大相国者	独对寒窓	鳳凰鴛鴦	功德成林	周公旦者	花下忘婦	青黛点眉	傅氏巖之	華亭風裏	幾行南去	仁流秋津	布政之庭	臨白首而	西京席門
新四三五	新二〇四	和二六七	和七七四	和七五八	和五五八	和三五二	和二七四	和六二五	和四四四	新六三一	新七三四	未詳	本朝文粹	和六七八	和一八	白氏文集	和六七九	新四一四	和四一七	和六五八	和六六〇	新六八六	和六七七
3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29	•	58	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	26	•	1	92	•	•	•	•	•	•	32	•	91	•	•	•	56	•	•	•	•	61	•
•	24	•	1	34	76	•	29	•	92	58	•	101	•	61	•	•	62	•	•	•	42	•	59
•	37	•	1	49	103	•	42	•	122	79	•	125	•	82	•	•	83	•	•	•	58	•	80
5	44	•	171	1	61	128	177	53	•	156	97	55	160	158	96	•	93	144	•	•	70	107	92
•	•	•	14	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	(1)	2	•	•	•	•	•	•	(2)	7	•	•	•	•	•	•	•	•	(1)	1	•

C群

B群

●	●	◎	●										○	◎	◎		◎			◎	○		
紀貫之	大江匡衡	元稹	謝偃	橘直幹	源順	白楽天	源順	尊敬	鶴処鶏群賦	大江朝綱	小野篁	未詳	大江朝綱	大江朝綱	白楽天	白楽天	菅原文時	謝觀	謝觀	紀淑望	菅原文時	大江匡衡	大江朝綱
文詞	秋興	菊	祝	述懷	山家	初冬	九月盡	眺望	鶴	丞相	白	△	△	丞相	春興	△	丞相	鶴	晚	帝王	帝王	交友	丞相
「文詞」	「大井河逍遙」	「菊」	「祝」	「述懷」	「眺望」	初冬	九月盡	□	雜	清慎公作右大臣表文	冬	比巴銘・序云	仏力	表文・文時作	春興	上陽人	丞相	行旅／花亭／鶴	「晚」	「帝王」	帝王	□	丞相
□	□	本	本	□	□	本	本	□	□	□	新朗	□	□	□	本	□	本朗	新朗	□	□	本	新	本
秘	秘	秘	秘	秘	秘														秘	秘	秘		

た特異な曲の割合が、全体の曲数に比して著しく高いことは、本譜の大きな特徴である。

本譜は前半三十五曲、及び後半増補六曲から成るが、私見によれば、前半部は更に二つの部分に分けられる。それは本譜の特色ある頭注や左注が、【表3】の如く19番の「臨白首而」以降に集中しており、その周辺には一つの纏まりが形成されていると考えられるからである。いま仮に本譜の曲をA群(1~18番)、B群(19番~35番)、C群(36番~41番)に分けておく。

A群の曲には、1番の「秦皇驚歎」以下、朗詠曲として遍く知られるものはほとんどない。他譜に全く見られない曲も、4番「楊岐路滑 吾之送人多年 李門浪高 人之送我何日」、16番「万里人南去 三春鷹北飛 不知何歲月 得与汝同帰」の二曲があり、他の一譜にのみ出る曲(3・10)も含め、概して主要朗詠曲に対する補遺、即ち「所残之秘曲」といった感が強い。無論、これらの中にも実際の朗詠記録を持つ曲は存する。しかし、その朗詠には、ある一定の傾向が認められる。例えば、

2 九月盡ノ新九月廿七日・タレカコレヲツキヌル秋トイハサラム・  
コソウ両三カウ・タレカコレヲサンキクトイハサラム(ノ  
コンノキクトイ本)

は道真の詩句、九月廿七日 孰不謂之尽秋 孤叢両三莖 孰不謂之殘菊」に拠るが、『明月記』によると、後鳥羽上皇は建永元年(一二〇六)九月二十二日、鳥羽殿の御遊において、これを日付の通り「九月廿二日 誰不謂之盡秋」と朗詠したという。

また、『文机談』巻四によれば、建保六年(一二一八)六月十六日の順徳院内裏舟樂には、榮賢の相弟子に当たたる藤原孝時が、

12月ノ澄々トシテアマ子クテラス・禁庭ノクサシモライタ、ク・皎々トシテナメニシツム・御溝ノミツタマラフクム(メリ)

という紀長谷雄の詩句、「澄澄遍照 禁庭之草戴霜 皎皎斜沈 御溝之水含玉」の第三句を、舟遊びであることを理由として「けうく」としてなぐめに「かむ」と朗詠したという。

これらの朗詠は、いずれも当座の状況に合わせて、詩句を改変して歌つたものである。こうした先例は、後の譜本にも注記の形で登載されているが、その面から見ると、A群の曲の中には他にも、このような由来を持った曲が少なくないのである。

8 暉士本漢皓秦ヲサシアシタ・ノソミ孤峯ノツキラサへ・陶朱越ヲ辞セシユフへ・マナコ五湖ノケフリニコンス↓「不可詠祝座敷」(朗詠九十首抄 後崇光院本)注記)

9 晉軍ノ本職盾牙ニ列ス・武勇ヲ漢ノ四七将ニトリヒシクトイヘトモ・学麟角ヲヌキイツ・ツ井ニ文章ヲ魯ノ二十篇ニアチハフ↓「文武ノ万句也」(時可詠之)(同)

15 君ヲ將軍ノ本漢高三尺ノ劔・井ナカラ諸侯ヲ制シ・長良一卷ノ書・タチトコロニ師傳ニノホル↓「此句大臣又於武將所  
有便歎」(朗詠九十首抄 流布本)注記)

こうした、朗詠の場に関して特定の条件を有する曲は、一般の人士はさておき、専門家としては是非心得ておく必要があった筈である。A群の曲目は恐らく、こうした系統の専門的な曲を、榮賢が思いつくまま列挙することで成つたものであるう。

これに対し、B群の曲目は、A群とはかなり様相を異にする。ここには、例えば「源家根本七首」のうち、源雅信作曲とされ

ている24番「傅氏巖嵐」や「源氏物語」にも見える27番「周公且者」など、世に知られた著名曲が見られ、また【表3】の如く、部門・出典等の記し方にも、A群とはやや異なつた傾向が認められる。そして何よりも、ここには朗詠の由来や作曲者、実演記録等を含む本譜独特の注記が集中しており、榮賢が意圖的にこれを配置したことが推定される。他譜に見えない曲(21・22・25・26・33)の多さも、これと連動していよう。

まず、19番「臨白首而」の頭注は、次の通りである。

19口新ハクシユニノソムテハシメテシル・ウラムラクハラモ  
テヲガウハバンリノホカニヘタテムコトラ・玄蹤ヲアウイ  
テハルカニチキル・願ハヒサヲ龍花三會ノアシタニチカツ  
カム↓「此句者依御室仰忝入道付博士了」

平出氏の指摘するように、この「忝入道」は「木工入道」の誤りであり、榮賢の師に当たる木工権頭入道藤原孝道を指す。また「御室」とは北院御室守覚法親王(一一五〇〜一二〇二)である。そして、これと同様の注が、28番にも見える。

28仏カ口功德ハヤシヲナス・アマネク恵花ヲ四生ノ意樹ニヒ  
ラク・菩提タ子ヲ禾カツ・マサニ甘露ヲ六種ノ身田ニソク  
ク↓「此句ハ依御室仰孝道朝臣始付博士云々」

この「功德成林」(『本朝文粹』)の句は「吉野吉水院樂書」の次の記述により、孝道の作曲した朗詠曲と確認される。

又「功德林ヲナス」ヲハジメテ五首バカリハ、北院御室ノ  
ノ仰ニヨテ、木工入道博士ヲツク。

即ち榮賢はまず、自らの師である孝道の曲をB群の冒頭と半ばに配置した。そしてその両曲の間に、孝道の師に当たる妙音

院大相国入道藤原師長(一一三八〜一九二)に関連する曲目を、ほぼ切れ目なく連続させているのである。

20 帝王本マツリコトヲシクニハ・フリウイマタナカナラスシ  
モコンラウニヒトシカラス・コレヲカ子タルモノハコノチ  
ナリ・ブンヲコノムヨ・トク禾イマタカナラスシモク禾ウ  
エムニテラズ・コレヲカネタマヘルハ禾カキミナリ↓「此  
句者故入道殿琵琶ノ啄木也トオホセラレケリ秘中秘也」  
この左注に見える「啄木」とは、琵琶の秘曲の称であるが、師長は、「布政之庭」の曲をこれに準えて「秘中秘也」とする。

これは、この曲が他の朗詠曲と異なり、計六句から構成されることに由来していよう。『吉野吉水院樂書』に、「六句ノ朗詠ハ、妙音院殿詠ジハメ玉ヘリ」とある如く、師長は従来二句または四句構成のものしかなかった朗詠曲に、初めて六句の長曲を導入した人物である。従つてこれは正しく師長独自の曲であり、その意味では「秘曲」と称するに相応しい。そして更に榮賢は、同曲の後に、部門名を各々一行書きにして(「帝王」・「晧」)、その六句構成の曲を二曲並べているのである。

21 秘ノ口仁アキツ爪ノホカニナカレ・恵ツクハヤマノカケヨリ  
モボシ・フチヘンシテセトナルコエ・セキトトシテロヲ  
トチ・イサコ長シテイハホトナルシヨ・ヤウトトシテミ、  
ニミテリ↓(他譜になし)

22 秘ノ口イクツラソ南ニサル鷹・一ヘンニシニカタフク月・征  
路ニオモムイテヒトリユクシ・旅テムナヲトサセリ・コセ  
イニナイテモトタヒタトカウイクサ・コノカイマタヤマ爪  
↓(他譜になし)

このような、師長に関連のある曲目は更に続く。次の23番、「華亭風裏 依依之鶴唳猶聞 巴峽雨巾 悄悄而猿啼已息」には、師長の朗詠記事を伴った左注が付されている。

○後白川院ノ御共ニ、故入道殿ミヤシロニコモラセタマヒタリケルニ、アメウチフリテモノアハレナリケル夜サルノナキケレハ、キミモ御心スミツ、「朗詠候ハヤ」トマウサセタマヒケルニ、此句ヲ詠セサセ給ヘリケレハ、キク人ミナソテヲシホリケリ。マタ熊野御行（幸）御共ニテ、キリヘノ王子ニテモ詠セサセ給ヒケリ、ユ、シクメテタカリケルトナン。

これと同様、27番「周公且者文王之子武王之弟也 自知其實 忠仁公者皇帝之祖皇后之父也 世推其仁」にも、師長が、遠祖後宇治殿藤原師実の墓前で涕泣しつつ朗詠した旨の注がある。

○此句者、故入道殿、大臣大将ニテハシマシケル時、後宇治殿ノ御ハカヘ、ナカツキノハツカアマリノコロマイラセ給テ、ムカシヤ戀クオホシメシイテケム、直衣ノソテヲカヲニテシアテ、詠セサセ給ヒケリ。御共ニ小輔公心舜候テソナミタヲナカシケル。チカクハ冷泉中納言隆房卿、中宮御遊ニ此句ヲ詠シテ紅御衣ヲタマハリタリケリ。

また、24番「傅氏巖之嵐 雖風雲於殷夢之後 巖濼瀨之水 猶徑渭於漢聘之初」は、前述の如く「根本源家所詠朗詠」の随一とされる源家の秘曲であるが、『文机談』巻二に「妙音院、源家の説をばこの資賢の大納言にならばせ給」とある如く、師長は源資賢からこれを伝授されていたと考えられ、従ってここでも、師長に関する曲として扱われたのであろう。

更にこれに続く二曲は、師長の作曲した朗詠曲の実例である。25□上欄セイタイマユカイテマユホソクナカシ・ウトキヒトニハミエマウシ・ミエテノ、チニハ禾ラウラム・テンホウノスエノトシ・イマヤウスカタナレハ↓（他譜になし）

26春興ノ本ハナノモトニカヘラムコトヲ禾スルハ・ヒケイニヨテナリ・ソソノマヘニエイヲスハムルハ・コレハルノカセ↓「已上二句、自妙音院殿天王寺松四郎儲給所也。自四郎昇蓮傳之」↓（他譜になし）

この左注は、『吉野吉水院樂書』にも「花下ニカヘランヲワスルハ。セイタイマユカイテ。此二首ハ、天王寺松四郎儲ニ妙音院殿ニ習ヒマイラセタルヲ傳畢」として出ている。天王寺方の楽人に自作の朗詠を伝えるという変則的な伝承経路を辿ったこの曲もまた、師長の「秘曲」の一端をなすものであろう。

このように、B群の曲目は、特にその前半（19〜28番）において、榮賢の師匠筋に当たる藤原師長、藤原孝道の関連曲を一括して集成しようとしたものと見られ、その配列には明確な意図が窺われるのである。

C群の曲は、以上の曲目が成つてから三十三年の後、榮賢から伝授を受けた心空によつて追補されたものである。形式的な面では、部門名が頭注から一行書きになり、全曲に「秘」の符合が打たれている点が新しく、また38番に「嘉辰令月歛無極 万歳千秋樂未央」という最も著名な常用曲が置かれていることは、「秘曲」を旨とする本譜の傾向とはやや異なつた感がある。

しかし、例えば37番の「昇殿是象外之選也 俗骨不可以踏蓬萊之雲 尚書亦天下之望也 庸才不可以攀台閣之月」の部立、

「述懐」の下に記された「禁中此ノ詩ハキンキアリ、心ウヘシ」という注記は、専門家としての心得を要する点で、A群の基準に近似しており、また39番「不是花中偏愛菊 此花開後更無花」の部立「菊」に「不入御撰歟」と注されるのは、前述、師長撰の「朗詠二百十首」が想起されたものとして、B群との関連が考えられる。このように、増補されたC群は、一部に改変点を持ちながらも、その曲目の選択において、基本的に榮賢の方法を理解し、受け継いでいたものと推測されるのである。

以上のように見てくると、『朗詠要抄 因空本』には、その構成について、かなり入念な配慮がなされていたと考えざるを得ない。本譜が雑纂形態を取っていることは疑いないが、その配列には、前半部分に特殊曲群を、後半部分に相伝の師の曲群をそれぞれ当てるという明確な意識が看取され、特に後半部には、極めて緊密で有機的な連接が認められるのである。即ち本譜は、従来考えられてきたような雑駁な譜本ではなく、榮賢や心空らの編纂目的——「秘曲」の集成——に最も適合した形で、編まれ、継承されてきた譜であるということが出来る。そして本譜にいわゆる「秘曲」とは、単に隠さるべきものではなく、高度な専門性と強い正統性を持つ、朗詠の伝承者のみを知るに相応しい重要な曲の謂なのである。本譜の意義は正しくそこに存する。

注1 「朗詠九十首抄」考——諸本及びその展開をめぐって——（『中世文学』第三五号、一九九〇・六）「朗詠注秘抄」の成立——流布本「朗詠九十首抄」からの展開について——（『国文学研究』第百六集、一九九二・三）「巴珠本『朗詠要抄』（三千院巴融藏本）翻刻と解題」（『大阪教育大

学紀要 第I部門」第四一巻二号、一九九三・二）ほか。

2 「音楽講式」の朗詠——諸朗詠譜との関連において——（『日本歌謡研究』第二六号、一九八七・二）「音楽講式」と声楽——「法要ニハ郎曲、伽陀ニハ朗詠」——（同三〇号、一九九〇・一二）。

3 「珍書同好会叢書 朗詠要集」解題（一九二六年）

4 「朗詠雑考」（『雅楽界』第四七号、一九六二・五）

5 この他、高野辰之氏は『珍書同好会叢書』および『日本歌謡集成』第二巻の解題において、内閣文庫蔵の卷子本「朗詠要抄」の存在に触れるが、同文庫には現在、和學講談所旧蔵の冊子本（和一一七・一五六）のみが存する。また神宮文庫にも天明四年後写の卷子本（二一）リ一八六六が存する。

6 「呉文炳蔵」巻は、因空が弟子普一に伝授した自筆証本とされる（『日本古典文学大辞典』堀内秀晃氏）、「普一受伝の原本と考えられる古写本が現存する」（『日本古典音楽文献解題』福島和夫氏）

7 福島和夫氏「第十回特別展観 中世の音楽資料——鎌倉時代を中心に——」解題（一九八六年）等に指摘がある。

8 藤原実光（一〇九六—一一四七）には尚齒会での朗詠記録があり、その子資光、孫兼光、および兼光の孫家光も朗詠を行っている。

9 「吉野吉水院楽書」に「朗詠ノ上計ニカクハ九十首ノ朗詠也…下計ニカクハ妙音院殿始タル御撰ナリ…百余首也」という指摘がある。

10 2番には「各常其日可用、其字必不限廿七日」（『朗詠九十首抄後崇光院本』）、「廿一日以後用当日字詠之。強不限廿七日」（同、流布本。12番には「此字乗□□浮ト可□□」後崇光院本、「沈ノ字乗船之時浮ト詠之。於禁中可詠之」（流布本）、「禁中ニテハ斜ニウカフト可詠ト入道殿之仰也云々」（『陽明文庫朗詠譜』）がある。

11 天王寺松四郎は、平出氏の指摘する「体源抄」の「天王寺松四郎、法名阿佛、序之吹操者妙音院はヲモテ本トスヘキ由被仰ケリ」（卷十一「管絃名人等事」という管絃者を指すか。なお同時代には「天王寺舞人蘭四郎公広」（『教訓抄』卷四）もある。拙稿「朗詠時代」に見えない朗詠曲——「朗詠譜本」の十曲——（『筑波大学平家部会論集』第三集、一九九二・三）参照。また、「昇蓮房」も「吉野吉水院楽書」に、孝道が朗詠秀句を語る相手として名が見える。

語る相手として名が見える。

本稿は、平成四年度筑波大学国語国文学会（平成四年九月十九日）における口頭発表に加筆したものである。席上御示教を賜った小西甚一先生、および其後御意見を賜った諸先生方に深謝する。また、貴重な資料の利用を御許可下さった諸機関に御礼申し上げる。なお、本稿は平成四年度文部省科学研究費奨励研究(A)「日本朗詠史研究（鎌倉期の朗詠）」の成果の一部である。

（東京成徳短期大学専任講師）